

清瀬市新庁舎建設基本設計（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間、清瀬市新庁舎建設基本設計（案）に対する意見募集を行った結果、14人の方から19件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

No	意見等の概要	件数	回答
1	<p>建築金額をおしあげる要素に躯体・内装では20m長スパンと外装ではダブルスキンがあります。</p> <p>建築コストを抑えるためには、通常のRC構造で処理できるように中間に2本柱をいれて、PC鋼線入り特殊RC梁と特殊天井をなくすことや、ダブルスキンのルーバーを中止し、底は残しながらガラスを例えばダブルもしくはトリプルLow-Eを使って、Pal値が確保できるようにすることが考えられます。底は南中時の太陽光を、ルーバーは日の出、日没時の太陽光を遮蔽するというのが基本的な考え方ですから。</p> <p>いまだに基本設計レベルの図面がないので今の段階では具体的なVE提案は難しいですが、提案する機会は与えられるのでしょうか？もし、無いようならどのような機会に与えられるのでしょうか？</p>	1	<p>今回の建築計画では、将来の社会変動に備えて空間活用の自由度を上げること、見通しの良いフロア空間や無駄の無いレイアウトを可能にするため、機能性と経済性双方からの比較検証を行い、免震装置が少なくできること、また、工期を短縮できること等の理由から、両面において有利な柱数を少なくする工法を採用しました。</p> <p>また、環境面に関しては、敷地条件から、南北に長い建物形状となり、太陽高度が低い状態で熱負荷を受ける面が多い状況です。そのため、水平の庇だけでは賄いきれない部分を縦ルーバーで効果的に遮蔽する計画としています。縦ルーバー採用に際しては、ルーバーの有無による設備機械の削減効果と運用コストの比較検証を行いました。ご指摘の通り、ダブルLow-Eを使用することにより、夜間や冬の外気に対する断熱効果を得ることで、空調負荷を抑えることは可能な為、今後の工事費検討の中での課題とします。</p> <p>費用縮減と機能・品質向上を図ることを目的としたVE（バリュー・エンジニアリング）検討につきましては、建設コンサルタントに建築技術的な支援を受けながら、建設市況を注視し、庁内VE検討委員会にて検討を行っています。</p>

No	意見等の概要	件数	回答
2	<p>1. 屋内・屋外を問わず、敷地内を全面禁煙にしてもらいたい。</p> <p>2. 新庁舎市民説明会参加者からの情報によれば、職員用出入口と屋上にそれぞれ市民用と職員用の喫煙所を設けるということであるが、まず職員用出入口については、すぐ上の2階に保育室があり、吸排気口を通じて、ここに副流煙が滞留する可能性が高く、乳幼児等に与える悪影響を考慮すると容認できない。また屋上については、「清瀬みつばちプロジェクト」を屋上で継続していくのであれば、「副流煙まみれのはちみつ」を作っているとの風評を生み出す可能性が高く、当該プロジェクトに与える悪影響を考慮すると容認できない。</p> <p>3. そもそも、市役所の敷地内で喫煙することを主目的に市役所を訪問する市民がいるとは考えられないので市民用の喫煙所を設ける必要はなく、訪問中の喫煙を控えて貰えばよいだけのことである。仮にそのような市民がいるとすれば、そのような人のために喫煙所を設けるなど言語道断である。</p> <p>4. ここで、喫煙者が喫煙する権利も尊重しなければならないところであるが、権利というのは無制限に認められるものではなく、とりわけ喫煙という権利行使が生み出す副流煙が非喫煙者の健康や生命等に大きな悪影響を与えることが科学的に明らかになっている現状においては、健康増進法第25条（受動喫煙の防止）の趣旨に照らして、公共施設としての市役所敷地内（屋内・屋外）においては、喫煙する権利を完全に制限することが妥当であり、屋内・屋外を問わず敷地内を全面禁煙にすることが妥当と考える。</p> <p>5. なお、分煙によって受動喫煙の防止を図るという試みは、分煙では受動喫煙の被害を完全には防止できないというのが常識である現</p>	5	<p>受動喫煙による健康被害を防ぎ、誰にとっても快適な公共空間を提供するため、東京都受動喫煙防止ガイドライン及び東京都受動喫煙防止条例（仮称）、東京都子どもを受動喫煙から守る条例に基づき、新庁舎は屋内禁煙とする計画です。なお、東京都受動喫煙防止条例（仮称）は、現在未制定の状況であるため、今後の制定状況に従い、適切に対応をしていきたいと思えます。</p> <p>また、敷地内を全面禁煙とした場合、喫煙者は敷地外で喫煙をすることが予測されるため、庁舎敷地周辺の喫煙を抑制するためにも屋外に喫煙ブースの設置は必要と考えます。喫煙ブースについては、喫煙場所があることを明示した上で、来庁者の動線や新庁舎建物から隔離した場所に設置し、厚生労働省の分煙効果判定基準に配慮した空気清浄換気設備を備えることを前提に、機器取り扱い事業者にヒアリングを行いながら検討を進めます。職員については、来庁者が立ち寄らない屋上階での喫煙場所の設置を予定していますが、決められた時間内での喫煙を推奨するなど勤務時間中の喫煙のあり方を含めた対応を検討します。</p> <p>1階に計画している店舗ブース内でのたばこ販売については、いただいたご意見等を参考に今後の出店参加条件を検討します。</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>状を考えれば、受動喫煙の防止を試みる上でまったく有効ではないということを認識してもらいたい。</p> <p>6. そして、副流煙が 20 メートルから 30 メートルの範囲で空中に拡散し、かなりの広範囲で非喫煙者の健康や生命等に大きな悪影響を与える可能性が高いということにも留意してもらいたい。</p>		
3	<p>1. 子ども連れで市役所に行くこともあるため、敷地内禁煙にしてほしい。</p> <p>2. 敷地内に喫煙ブースを設けるのであれば、密閉式の建物にし、煙がもれない構造にしてほしい。</p>		
4	<p><新庁舎の敷地を完全禁煙に>：「新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情」が平成 29 年 9 月の清瀬市定例会議で不採択となりました。しかし、翌月 10 月には「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定され、その直後、上野動物園でも敷地内全面禁煙の検討に入りました。この条例を機に東京都では 2020 年の東京オリンピックに向けて公共施設の敷地内完全禁煙の動きが加速していくことでしょう。くしくも清瀬市の新庁舎の業務運用は東京オリンピックの翌年 2021 年であり、それまでに他市の受動喫煙防止対策は庁舎の敷地内禁煙を含め著しい変化がみられるはずで、清瀬市も健康を重視する世の潮流を真摯に受け止め、敷地内を完全禁煙とするよう再度のご検討をお願い致します。</p> <p><新庁舎の敷地内禁煙が実施されない場合、市民用喫煙所の移動を>：10 月 1 日新庁舎の説明会で、市民用喫煙所が 2 階保育室の真下に配置されることを知りました。周囲を壁で囲む喫煙所（喫煙ブース）を作っても、喫煙ブースのドアの開閉や喫煙所付近の庁舎入口から喫</p>		

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>煙者にまわりついて入ってくる煙と臭いを断ち切ることは困難です。また、喫煙者のすべてが喫煙所内部で整然と喫煙するとは限りません。現に、車の窓を開けた状態で喫煙しながら駐車場から出ていく車、市役所正門で喫煙を開始し煙を吐きだしながら喫煙所に向う高齢男性を見かけたことがあります（喫煙所を吸殻入れとしか考えていない）。このような状況では、2階の保育室は一年中窓を閉め切った状態で運用せざるを得ません。よって乳幼児を受動喫煙の害から守るため、市民用喫煙所の移動をお願いします。ただし、市役所敷地周囲の道路に面した場所に喫煙所を設ければ通行人の喫煙所になってしまいますので、これは絶対に避けて下さい。</p> <p><新庁舎の敷地内禁煙が実施されない場合、煙・臭いの漏れない徹底した喫煙所を>：厚生労働省局長通知は、全面禁煙が極めて困難である場合は、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を参考に適切な受動喫煙防止措置を講ずるように求めています。新たに設置する喫煙所はこの基準を順守して下さい。</p> <p><新庁舎の敷地内禁煙が実施されない場合、喫煙所以外での喫煙禁止の徹底を>：敷地入口の立看および路面のマーク（路面が最も効果的）、屋内の飲食・交流スペース、行政資料コーナー・市民協働サロン兼ギャラリー・市民協働ルーム、展望ロビー、トイレ等、市民が利用する多くの場所に、禁煙マークとともに喫煙所でしか喫煙できないこと、未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにとの注意喚起の表示を徹底して下さい。このことは、職員と市議会議員が利用する多くの場所も同様です。</p> <p><新庁舎の敷地内禁煙が実施されない場合、喫煙所の相談は第3者に</p>		

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>> : 9月の総務文教常任委員会で、市担当者から喫煙所についてはJT（日本たばこ産業）と相談すると発言がありました。JTは喫煙者を増やし増益を図ることが目的の企業です。そのような企業に受動喫煙対策について相談することは、JTのロビー活動を清瀬市が公然と認めることとなります。JTと相談すること、JTから吸殻入れ等の寄贈を受けることは決して行わないで下さい。</p> <p><市役所内に入る店舗でのタバコ販売の禁止を> : 市役所は喫煙が目的で来る場所ではありません。よって、市役所内に入る店舗の入札の際、タバコの販売をしないことを条件に入れて下さい。</p>		
5	<p>敷地内全面禁煙としてください。</p> <p>理由：喫煙は昔から百害あって一利なしと言われていています。近年、タバコに含まれている有害物質が喫煙者にばかりではなく、副流煙を吸わされている人にも害があるという研究データが発表され、もはや、この結果に対し、疑問を挟む余地はありません。喫煙者の権利を保障しなければならないという議員もいるようですが、権利は本人が得をするようなことに対して言われるべき言葉です。COPD・肺がんなどを発生させる原因であるばかりではなく、あらゆる疾患のリスクを高めると言われています。タバコには税金が課せられていますが、将来タバコ関連の疾患にかかる医療費はタバコ税を上回るものです。公共の施設であり、乳幼児・高齢者なども訪れる施設です。是非、市民が生涯にわたって健康な生活を送れるように敷地内全面禁煙としてください。</p>		
6	<p>市長、市職員、市議会議員、全市民（赤ちゃん、子供、大人を問わず）今回の新庁舎建設は絶対に敷地内全面禁煙にして下さい。</p>		

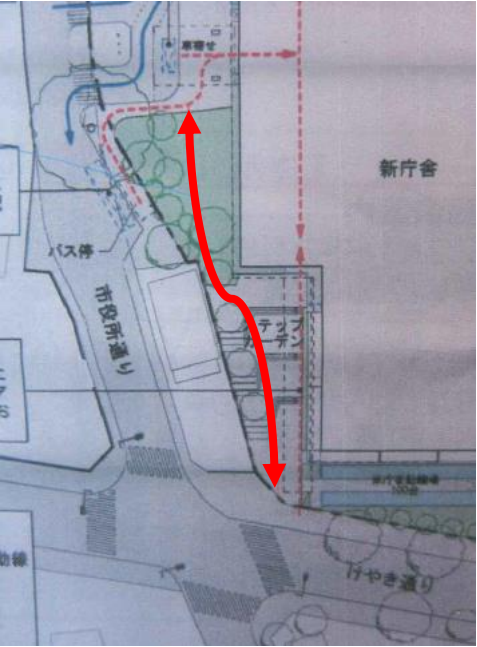
No	意見等の概要	件数	回答
	<p>なぜならば市長さんは昔から医療の村であった清瀬市を医療で世界遺産の市へと頑張っています。</p> <p>現実からいっても医療都市として世界に誇れる清瀬市にするのであれば、これから建設をする新庁舎内及び敷地内は禁煙にしなければなりません。</p> <p>新庁舎を日本、東京都、清瀬市の医療のモデルとしても「安全で安心の庁舎」「小児や児童、障害者、高齢者にもやさしい庁舎」「使いやすい効率的な庁舎」「誇りと愛着を持てる庁舎」「有害物質を出さない庁舎」健康を害する肺ガン、脳卒中、心筋梗塞、喘息等々市内で減少すると思います。</p> <p>また、教育現場、学校、幼稚園、保育園で喫煙場所を減少させることにより、これからの児童の受動喫煙者も減少して行くと思います。清瀬市から医療費を削減することも可能だと考えます。良い環境づくりをしてゆきましょう。</p> <p>悪影響は身体以外にもあります。タバコの煙、臭い、空気のごち、不快感、庁舎の壁や柱が茶色に変色したり、ベタ付きも出て来ます。新庁舎は大切に長持ちさせるべきです（市民の税金です）。喫煙者の方々の要望があっても新庁舎敷地内は絶対に禁煙にするべきです。</p> <p>環境面からも敷地内の廻りには植樹（桜、コブシ等）して、CO2を削減したり、夏には日陰をつくり気温を下げたり、環境にも配慮していただきたい。</p> <p>新庁舎だけでなく、敷地内も絶対に禁煙にさせていただきたく、どうぞ皆様にご理解いただきたく、お願い申し上げます。</p>		
7	仕事などで傍聴に行きたくてもいけない人のために議会の録画配	5	議場のあり方については、市議会新庁舎建設特別委員会における

No	意見等の概要	件数	回答
	信、ライブ配信の設備を設けてほしい。		審議報告に基づき、市民に開かれた議会の更なる推進を念頭に検討を進めました。
8	4階に設置される予定の議場は、一般市民にも開放し多用途に利用できるようにすべきである。また、年20日ほどしか議会が行われない議場に多額の建設費を充てるのは無駄としか思えない。公園整備など他にお金をかけるべきところはたくさんある。清瀬市の将来を具体的にイメージし、税金を賢く使うべきだ。		<p>検討の中では、議場の多目的利用を実施している先進自治体の視察・ヒアリングを行い、使いやすさや稼働率などの運用上の課題や評価などを参考にしました。また、公共施設適性配置の観点から、市役所周辺の公共施設における会議室・ホールなどの整備状況や稼働率も参考にしました。</p>
9	<p>今回の新庁舎建設においてお聞きします。</p> <p>4階に設置される議場の一般開放、または行政内の会議等などに使用するなど多目的ホールとして使用するなどのお考えはないのでしょうか。聞くところによりますと、1年で使用されるのが20日程度なのですが、今まではその在り方でも良い時代でもありましたでしょうが、少子高齢化の今後において新たに作る行政の建物として、市の協働という観点からも広く市民に開放すべきと感じますがいかがでしょうか。</p> <p>市議会議員の方々皆さんも今のあり方でベストとお考えなのではないでしょうか。</p> <p>また、市民開放など行政でも使用できるようには何が難しいのでしょうか。条例など抵触するのであればどの条例に関連するか教えてください。</p>		<p>検討の結果、本会議場と隣り合う委員会室の境壁を可動間仕切りにして、議会機能としての多目的利用を可能にし、必要面積の縮減と稼働効率を向上させ、議会機能を現状面積と同程度としました。議場の設備・仕様については市庁舎全体同様に、機能性と効率性を検証した上で、計画事業費内で実現可能な様に経済的な設計を進めています。また、インターネット上での動画配信に加え、4階傍聴ロビーでも議会の中継を行い、本会議場内に親子傍聴席を設置するなど、市民に開かれた議会に向けた仕様を計画しています。</p>

No	意見等の概要	件数	回答
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4階の議場は一般市民には利用させない方針だとのこと。年に数十日しか使わない会議場は税金の無駄です。せめて一般市民も利用できるようにして、無駄を削減してください。 ・ 議場等、4階の天井高は他の階に比べ高くなっています。20億円の借金を少しでも減らすためには、天井を他の階とそろえるなどの配慮をしてください。議場への廊下が絨毯敷きなど市民の税金の無駄使いです。絨毯の上を歩いて行かなくても、有意義な会議はできます。 ・ 議場の内装や椅子・机等、特注品にするという意識が、すでに市民感覚から大きくずれています。私たち市民は、議員に贅沢な思いをしてもらうために議員のみなさんを選んだわけではありません。私たち市民のための仕事をしてもらうための市民の代表として選びました。私たちの感覚を大切にしてください。 		
11	<p>提案1：4階の「議場を市民に開放する」ことを熱望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私の周辺におります多くの市民の声です。 2. 市民説明会では基本設計案では「議場は市民へ開放しなし」方向であると説明がありました。 3. 疑問・なぜ市民には開放・利用できないのか不可思議です。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議場で開催の市議会・本会議は1年の内20日しか使用されていません。この事実を大多数の一般市民は知りません。私自身も2年前までは承知しておりませんでした。 (2) 345日は閉鎖されている(但し維持管理費は発生しています)。 <p>議場の未利用年数と日数</p> <p>現庁舎 年数：昭和48年～平成32年 計47年間</p> <p>日数：345日×47年=16,215日</p>		

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>新庁舎 年数：平成 33 年から仮に使用年数を 53 年間と想定しますと</p> <p>日数：345 日×53 年＝18,285 日</p> <p>両庁舎の未利用年数と日数の合計は、累計年数 100 年（1 世紀）壮大なムダではないでしょうか。この利用法は民間企業では考えられません。</p> <p>（3）なぜ 20 名の議員の皆さまの専用なのでしょう。</p> <p>（4）議場とは会議をする場所です。</p> <p>（5）現実に市民のための集会所、さらに市役所内での会議室も不足しております。</p> <p>（6）新たに建設されます新庁舎は 74,000 人の清瀬市民の共有財産です。</p> <p>（7）いかに有効活用していくかを現世代の市民は問われています。</p> <p>（8）次世代の市民からなぜ現実のムダを放置したのかといわれたい為にも叡智を結集すべきではないでしょうか。</p> <p>（9）議員の皆さま及び執行部の皆さまが市民への開放に向けて賢明な判断をされることを期待しております。</p> <p>（10）市長も昨年 3 月議会で市民の意見をしっかり伺いながら進めると表明しております。</p> <p>提案 2：事業費の抑制と削減をより明確な形で示す知恵を絞ることが重要です。</p> <p>1. 当たり前のことですが事業費 50.8 億円は全額税金です。その内 20 億円は地方債という名の借金です。</p> <p>2. 個人が自宅を新築する時と同じ思い、即ち収入と支出に見合う内</p>		

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>容で予算の圧縮に努めて計画を推進することが絶対条件です。「1 円でも安くの精神で」</p> <p>3. 具体的な削減策（設計の詳細は把握しておりませんが例えばの一例として）</p> <p>（1）議場の床高は 4 階の床高より 2 段上げる計画である。（平成 29 年 9 月 15 日新庁舎建設特別委員会での説明）</p> <p>①この計画では天井高も高くなり建設費は高くなります。</p> <p>②議場の床高は 4 階の床高と同一にし、さらに天井高も他の執務室と同じにすることで大幅に減額できます。</p> <p>③議場の内装も他の執務室と同じとし、特別な仕様にしないことで減額可能です。（現庁舎は 4 階のエレベーター前の廊下から絨毯が敷かれています）</p> <p>④現在の議場内のテーブル、椅子は高価な特注品です。新庁舎では一般的な会議室用のテーブル、椅子を採用することで大幅に減額できます。</p> <p>⑤固定式ではなく移動可能な折り畳み式のテーブル、椅子であれば市民への開放及び災害時の市職員の仮眠場所にもスムーズに転用可能です。</p> <p>（2）技術面の専門的な内容についてはコンストラクションマネージャーの力を活用し、設計者と基本設計段階で熟議することが重要です。</p> <p>（3）完成後の維持管理業務の視点を盛り込むことも重要です。</p> <p>（4）議員の皆さまは中長期の厳しい財政状況について把握されているはずですので全面的な協力が得られるのではないのでしょうか。</p>		

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>(5) 上記の議場のケースはささやかな一例です。今後さらに基本設計の全体像をしっかりと理解することが重要です。</p>		
12	<p>早春や初秋の季節の良い頃には、<u>こういうアプローチ</u>をして庁舎内に入りたい。このことを造園計画に反映して欲しい。</p> 	1	<p>設計のデザインコンセプトは、清瀬市のシンボルである「けやき通り」から敷地内の新庁舎と健康センターまでを南北に結ぶ「プロムナード」を軸として、市民・地域・自然と繋がる公園の様な庁舎を実現することです。いただきましたご意見を踏まえ、市民の皆さんがいつでも心地よく散策していただける様に外構計画を検討します。</p>
13	<p>いつ発生するかどうか分からない災害。 夏、冬の暑さ対策が必要な時期、もし災害が発生した場合、防災拠点としての活動環境維持、避難所として非難された方々への生活環境維持のためにも空調機の利用が必要不可欠となり、空調機への電源供給を行う必要が発生すると考えられます。 新庁舎建設地は、災害に強いガス導管（中圧）が敷設されている建</p>	1	<p>市庁舎は、地域防災計画に基づき、災害発生時には災害対策本部を設置します。開庁時の来庁者を一時的な避難所として受け入れますが、避難所としては近接する清瀬小学校と清瀬中学校を指定しています。 また、新庁舎では都市ガスを主に空調機で使用しますが、新庁舎の防災計画上では、災害等により市内の都市ガス供給が途絶する</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>設地ですので、この建設地の条件を活かし都市ガス（中圧）と停電対応型 GHP（空調機）の利用で、防災用備蓄油の消費量を抑え、災害発生後 7 2 時間を超え燃料の補給が不安な状況でも空調機を稼働できる環境を整え、防災拠点と避難所としての能力を高めるご検討をお願い致します。</p>		<p>状況下においては、非常用発電機で作動可能な電気を動力とする空調機(EHP)で計画している一部の災害対策関連等の重要諸室を除き、空調機を使用せずに災害対応を行う計画です。</p>
14	<p>提案：災害時の給水機能の充実へ「首都直下型地震および富士山の噴火などが発生しますと 2 週間ほどは外部からの援助がないことを想定しての対応を」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清瀬小学校のプールを水源とする給水機能の充実－浄水器を設置する。 2. 避難所となる市内の学校などのプールを水源とした給水機能を充実するために浄水器を常備する。 3. 井戸水の活用（全電源停止を想定して手動でもくみ上げ可能とする） 4. 市内の学校などに井戸を設置する。 5. 市内の個人所有の井戸マップの整備と維持管理への助成制度の創設。 <p>なお、新庁舎建設の業務範囲外の事業もありますが関連部門と連携して災害対策の一環として市としては対応を急ぐべきではないでしょうか。</p>	1	<p>清瀬市役所職員の災害発生時の初動体制を既定する清瀬市業務継続計画では、市庁舎に職員用の 3 日分の水・食糧・生活必需品の備蓄をすることとされており、新庁舎では、ペットボトルの備蓄に加え、受水槽の残水利用により 4 日間の飲用水を確保する計画です。</p> <p>現在の市内小中学校のプール用水については、災害用トイレ（マンホールトイレ）の排水に活用し、飲用水については、指定避難所への給水管の耐震化が進められており、また、市内には給水所もあることから、ペットボトルの備蓄や給水キットの整備等を行っているところです。</p> <p>また、飲用水とは別になりますが、市内の井戸の設置状況については、清瀬市防災マップに震災対策井戸の設置場所を明示しています。また、平成 28 年度には、東京都の補助制度を活用して市内農地 7 か所に防災兼用井戸の設置補助をしました。</p>
15	<p>提案：72 時間連続運転の非常用発電機の設置場所は屋上ではなく地上に設置する。さらに、大型発電機 1 台ではなく小型機を 2 台にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. なぜ地上に設置するのか (1) 想定外の地震動により地下の燃料タンクからの給油配管が破損 	1	<p>今回の計画では、建物を免震構造で計画しているため、建物屋上は地上と比べて地震時の揺れが軽減されることと、豪雨による浸水危険性も低減されることや防犯上の観点から、地上部に比べて被災リスク等が低い屋上に非常用発電機を設置することにしました。ま</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>し給油ができず非常用発電機の運転が不能になることを避けるためです。</p> <p>(2) 昨年の熊本地震および東北大震災時に免震構造の建物が設計で指定された揺れを上回る変位(移動)が発生したケースが起きています。</p> <p>(3) 非常用発電機という重量物を屋上に設置することで建物の構造に負荷がかかり初期費用もアップします。</p> <p>(4) さらに屋上への設置費用および将来のメンテナンス時に大型クレーンでの揚重作業費は高額になります。</p> <p>(5) 土地余裕がある場合は地上に設置した方が合理的です。</p> <p>(6) メンテナンスもしやすい。</p> <p>(7) 簡便な覆いをした屋内設置のほうが発電機本体の劣化も防げます、</p> <p>(8) 屋内設置であれば近隣への騒音対策にもなります。</p> <p>(9) 定期的な防災訓練の運転も地上設置のほうが作業しやすい。</p> <p>2. なぜ小型機2台にするのか</p> <p>(1) まず非常用発電機で電気を供給する照明、各種機器類の範囲は必要最小限に設定することが重要です。</p> <p>(2) 現在計画されております72時間連続運転終了後にどのようなメンテナンスを行い、どのくらいの停止期間で運転を再開できるのか専門家に確認することが重要です。その時点での大型クレーン作業は困難でないでしょうか。</p> <p>(3) 小型機2台であれば交互運転も可能です。</p> <p>(4) 建設コンサルタントと設計事務所の設備担当者に加え発電機メ</p>		<p>た、非常用発電機の周囲3mを隔離する必要があるため、敷地の有効活用の点からも屋上への設置が優位と判断しました。</p> <p>現在の市庁舎では、非常用発電機の運転を定期メンテナンス時にしておりますが、新庁舎においても同様に、定期メンテナンス時の運転は自動のため、設置場所の違いによる作業への影響は少ないと思います。また、ご提案の非常用発電機の屋内設置は機器本体の劣化を防ぎ、また、騒音対策上も優位ですが、屋内の場合、別に室を設けることや消火設備等の設置費用が必要となるため、今回は、屋上設置の上、周囲に壁を設け、運転時の近隣への遮音を考慮した計画とします。免震建物が想定を超える変位をした場合のオイル配管の破損に対する懸念については、フレキ管の許容変位量の検証を行い、今後の検討に反映します。72時間(3日間)連続運転後は、地上部における燃料補給作業と、エンジンが十分に冷めた後、屋上での潤滑油補給作業を行うことで運転再開が可能なため、クレーン車を使用しての作業を行うことはない想定しています。</p> <p>また、小型機2台での運用は、1台設置と比較した場合、設置費と管理運営費が割高になること、2台同時運転をする場合は同期が必要なため、別に設備を設けることになるなどの課題もあるため、1台での運用を前提としています。</p> <p>燃料タンクの計画容量8,000ℓは、非常用発電機の燃料消費量と運転時間から算出をしており、タンクローリーの20トン車1回の給油で対応可能にしています。</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>一カーなどの専門家を交えて塾議することが重要です。</p> <p>3. オイルタンクの容量の算定</p> <p>(1) 設備設計者は発電機の運転時間と想定してタンクの容量を設計します。</p> <p>(2) オイルを納入するタンクローリー車の容量は 20 トン車が多いことから、オイルタンクの容量は 20 トン+予備日数で計画すると購入がしやすくなります。</p>		
16	<p>西側全面道路からの来庁者車両の進入経路について</p> <p>計画：現市庁舎の問題点が改善されていない「車と人の動線が交差している」</p> <p>提案：車両の侵入経路を現健康センターの進入路に平衡に設ける「車と人の動線を分離する」。西側全面道路と主玄関（西面）のアプローチについては「別図参照」。車いす使用者用駐車場は「別図参照」。</p> <p>【別図】</p>	1	<p>現計画での駐車場出入口は、駐車場法並びに東京都建築安全条例に基づき、隣接する小学校正門から 20m の隔離を要し、また、都市計画法においては主たる出入口の接道部分は 9m 以上の道路幅員であることを要件とされています。ご提案の駐車場出入口では必要な幅員要件を充足できないため、現案で関係各所への申請上の事前相談を行っている状況です。</p> <p>また、健康センターは新庁舎開設後も現在の保健・衛生機能を継続する計画です。健康センターでは健康診断やトレーニング室の利用等を目的とした、高齢者や乳幼児連れの方が多く利用されており、また、月 2 回レントゲン車を 2 台停車させるためのスペースを要しているため、現計画のとおり、ひろばを含め、建物前面を広く開放しております。いただきましたご意見を参考に、敷地内での歩車分離を念頭に、利用者の安全に配慮した外構整備計画を検討します。</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>来庁者用車進入路</p> <p>健康センター</p> <p>プロムナード 屋根付きの敷地内通路によって、新庁舎と健康センターを接続</p> <p>車いす使用者用駐車場 新庁舎、健康センターの出入口付近にそれぞれ2台ずつ配置</p> <p>清瀬小学校</p> <p>車寄せ 新庁舎西側出入口に車寄せを併設</p> <p>駐輪場</p> <p>車いす使用者用駐車場</p> <p>バス停 新庁舎西側出入口付近に清瀬駅方面のバス停を配置</p> <p>プロムナード 屋根付きの敷地内通路により、けやき通りからアプローチする来庁者をお出迎え</p> <p>一方通行用車寄せ侵入路</p> <p>バス停</p> <p>公用車駐 どの車両 し、分散さ を基本と</p>		
17	<p>1. 省エネ対策について</p> <p>計画：夏場に南西面開口部（2階～4階）の日射遮蔽の「縦型ルーバー」。南西面開口部（1階～4階）の「アルミサッシ+複層ガラス」</p> <p>提案：新庁舎は開口部面積の割合が多いので、省エネは窓の「断熱・遮熱」が重要です。南西面開口部（1階～4階）の日射遮蔽の「縦型ルーバーを中止して」、「アルミ樹脂複合+Low-E ガラス/遮熱タイ</p>	1	<p>今回の計画建物は、敷地条件から南北に長い形状となり、西日による日射負荷に対しては、縦ルーバーを設けることで日射負荷を低減する計画としています。また、西側だけではなく、全方位に対してメンテナンスデッキを兼ねた庇を設けることで、ガラス面への直接光を遮り、日射負荷低減の配慮をしています。庇でガラス面への日射を遮蔽しているため、ガラス自体の遮熱性能を上げることより</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>プ」で省エネを図る。省エネ対策は「春・夏・秋・冬」の年間を通じて考えることが必要です。冬場の暖房時期は「太陽熱」を取り入れることが「省エネ対策」に有効です。新庁舎は周辺環境の眺望を活かして「開放的な外観デザイン」を提案します。「縦型ルーバーを中止」する理由。</p> <p>2. 上記提案の「縦型ルーバーを中止」した場合の「減額工事費」をお知らせください。</p> <p>3. 計画の「アルミサッシ+複層ガラス」の場合と、提案の「アルミ樹脂複合+Low-E ガラス/遮熱タイプ」との「工事費差額」をお知らせください。</p> <p>4. 上記3の年間の冷暖房費の「ランニングコスト差額」を基本設計の段階でお知らせください。「工事費との差額が何年で吸収できるか」</p>		<p>も、庇で遮ることができない西日を遮蔽する縦ルーバーを設けることが有用と判断しました。</p> <p>現計画の断熱性能は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等関係法令に定める省エネルギー基準に基づき計画をしています。ご指摘の冬季暖房時期に関して、アルミ樹脂複合サッシは木造住宅向けの製造が多く、構法や計画規模の点から採用は難しいと思いますが、断熱性能の高いアルミサッシやLow-E ガラスの採用や複層ガラスの空気層を十分に設けるなど、いただいたご意見を参考に、環境性能に配慮して検討を進めます。</p> <p>なお、現計画における縦ルーバー設置費用の概算は約 29 百万円(①)、また、一般サッシと複層ガラスの組み合わせ概算は 159 百万円(②)です。ご提案のアルミサッシとLow-E ガラスの組み合わせ概算は 189 百万円(③)と試算しており、現計画(①+②)とご提案(③)の設置費用比較は約百万円程度となっています(概算はいずれも諸経費及び消費税込み)。また、いずれの場合も室内への熱負荷影響は大きく変わらないことから、空調設備機器の増設は必要ないと考えますが、1年間で33千円ほどご提案の計画(③)の方が光熱費を抑制できると試算しており、約30年間の運用で設置費用の差額を吸収できると想定されます。</p>
18	<p>これからは国際的な都市間の交流が更に進むと思います。清瀬は「清瀬」と言うと病院の町(結核の)というイメージが年配の方にはあり、また事実あまり知られていない生徒の功績があったと聞いています。また最近でも各国からの若者たちの(各国から集まった)集いがあったとも耳にしました。市議会においてもこのような人たちを呼</p>	1	<p>今回の計画では、医療福祉のまちとして発展をしてきた中で培われてきた助け合いの文化を、設計方針における「誇りと愛着を持てる庁舎づくり」として、集いの場を生み出すことで継承していきたいと思います。</p> <p>具体的な計画としては、市民の皆さんに開かれた庁舎として、ま</p>

No	意見等の概要	件数	回答
	<p>び、意見を聴き、会議を開く機会が間違いなく増えると思います。</p> <p>その様な時、通訳、手話などの人たちが必要となり、質の高い人材が求められます。オリンピックが開催され、この様な人材が不足することは自然です。この様な方を雇用するのではなく、必要に応じて件に当てる場合の（清瀬に出張する）環境は十分に考えるべきではないでしょうか。通訳は非常に疲れる（精神的に）職業と言えるでしょう。十分な休憩が取れる様な控室、休憩室を是非とも設けることは予想される以上に大事なことと私は思います。</p>		<p>た、多種多様な方々の交流機会を創造することを念頭に、1階を飲食スペース、交流スペースとして開放する予定です。また、市民協働の推進として2階の市民協働ルーム・サロン・ギャラリーの配置を計画しています。ご意見をいただきました控室・休憩室については、4階の研修室に講師控室の配置を計画しています。</p>
19	<p>自然エネルギーの活用</p> <p>太陽光発電（ソーラーパネル）についてはどのような構想があるのでしょうか。規模の大小に関わらず、是非とも考えていただきたいです。</p>	1	<p>新庁舎における環境配慮計画のうち、自然エネルギー活用の方策として、建物に必要な電力供給に対し、商用電力と合わせて太陽光発電の活用を計画しています。能力的には、屋上階の設置可能な範囲に適応な10Kw相当（一般家庭の消費電力2軒分程度）の太陽光発電機器の設置を想定しています。</p>